

環境省の絶滅のおそれのある海洋生物の評価の枠組み（案）

I. 評価体制

< 絶滅のおそれのある海洋生物の選定・評価検討会（仮称）（別紙 1～3 参照） >

- ・ 選定・評価検討会は、海洋生物や希少性評価の専門家及び分科会座長等により構成する。
- ・ 選定・評価検討会は海洋生物レッドリストの評価基準・評価方法、評価対象などにかかる基本を検討する。また、各分科会による海洋生物レッドリストの評価の結果を検討し、最終的に了承する。

< 分科会（別紙 1～3 参照） >

- ・ 分科会は、絶滅のおそれの評価手法や当該分類群に関する専門的知見を有する者により構成する。
- ・ 分科会は、当該分類群における評価対象種を定め、基準を適用するなどして、主体的に評価を実施する。
- ・ 分科会において議論を重ねても評価方法に関する疑義によりコンセンサスが得られない場合には、議論の論点とともに評価方法について選定・評価検討会に諮る。
- ・ 分科会は専門的検討等の必要に応じて作業部会を設置できる。
- ・ 分科会は、評価対象分類群に応じ、選定・評価検討会の意見を踏まえて設置する（別紙 1、2 参照）。

設置する分科会の案（別紙 2 参照）

魚類分科会、サンゴ類分科会、甲殻類分科会、軟体動物分科会、その他無脊椎動物分科会、藻類分科会

II. 分科会別の評価方法と評価対象種の条件

（注：II.は分科会で検討した上で必要に応じて追記）

「海洋生物の希少性評価における評価の基本的事項（以下「基本的事項」という。）」を踏まえて、海洋生物レッドリストの分科会において評価する評価対象分類群別に、原則として以下の評価方法と評価対象種の条件のもとに評価を行う。ただし、評価を進める中で不都合な点が明らかとなった場合には、分科会において合理的な修正を加えることがある。

1．魚類

(1) 基本的評価方法

基本的事項の2．に基づいて、評価対象種について1種ずつ魚類分科会（注：設置を検討中）において評価を行い（作業部会を設置する場合にはその評価を前に置く）、カテゴリーの各ランク又はランク外に位置づける。

(2) 評価対象種の基本的条件

基本的事項の3．に基づいて、脊索動物門のうち、魚類（注：詳細は分科会において検討）に含まれる種であって、我が国の周辺海域（領海及び排他的経済水域）に分布するものを評価の対象とする。

なお、評価対象種のうち、水産庁が資源評価を行っている我が国周辺水域に生息する種については、同じ評価基準・評価カテゴリーと「評価基準の適用の手引」により、水産庁の枠組みにおいて評価する。

2．サンゴ類

(1) 基本的評価方法

基本的事項の2．に基づいて、評価対象種について1種ずつサンゴ類分科会（注：設置を検討中）において評価を行い、カテゴリーの各ランク又はランク外に位置づける。

(2) 評価対象種の基本的条件

基本的事項の3．に基づいて、サンゴ類（刺胞動物門花虫綱のうちイシサンゴ目）に含まれる種（注：詳細は分科会において検討）であって、我が国の周辺海域（領海及び排他的経済水域）に分布するものを評価の対象とする。

3．甲殻類

(1) 基本的評価方法

基本的事項の2．に基づいて、評価対象種について1種ずつ甲殻類分科会（注：設置を検討中）において評価を行い（作業部会を設置する場合にはその評価を前置する）、カテゴリーの各ランク又はランク外に位置づける。

(2) 評価対象種の基本的条件

基本的事項の3．に基づいて、節足動物門のうち、甲殻類（十脚目（エビ目）、オキアミ目、アミ目、等脚目など）に含まれる種（注：詳細は分科会において検討）であって、我が国の周辺海域（領海及び排他的経済水域）に分布するものを評価の対象とする。

なお、評価対象種のうち、水産庁が資源評価を行っている我が国周辺水域に生息する

種については、同じ評価基準・評価カテゴリーと「評価基準の適用の手引」により、水産庁の枠組みにおいて評価する。

4．軟体動物

(1) 基本的評価方法

基本的事項の2.に基づいて、評価対象種について1種ずつ軟体動物分科会(注:設置を検討中)において評価を行い(作業部会を設置する場合にはその評価を前置する)、カテゴリーの各ランク又はランク外に位置づける。

(2) 評価対象種の基本的条件

基本的事項の3.に基づいて、軟体動物門のうち、いわゆる貝類(二枚貝綱、腹足綱)、イカ・タコ類(頭足綱)に含まれる種(注:詳細は分科会において検討)であって、我が国の周辺海域(領海及び排他的経済水域)に分布するものを評価の対象とする。

なお、評価対象種のうち、水産庁が資源評価を行っている我が国周辺海域に生息する種については、同じ評価基準・評価カテゴリーと「評価基準の適用の手引」により、水産庁の枠組みにおいて評価する。

5．その他無脊椎動物(環形動物・棘皮動物・その他)

(1) 基本的評価方法

基本的事項の2.に基づいて、評価対象種について1種ずつその他無脊椎動物分科会において評価を行い、カテゴリーの各ランク又はランク外に位置づける。

(2) 評価対象種の基本的条件

基本的事項の3.に基づいて、環形動物(環形動物門のうちゴカイ綱)、棘皮動物(棘皮動物門の一部)、半索動物(半索動物門のうちギボシムシ類など)、腕足動物(腕足動物門のうちシャミセンガイ類など)、頭索動物(脊索動物門頭索動物亜門(ナメクジウオ類))など(注:詳細は分科会において検討)に含まれる種であって、我が国の周辺海域(領海及び排他的経済水域)に分布するものを評価の対象とする。

6．藻類

(1) 基本的評価方法

基本的事項の2.に基づいて、評価対象種について1種ずつ藻類分科会において評価を行い、カテゴリーの各ランク又はランク外に位置づける。

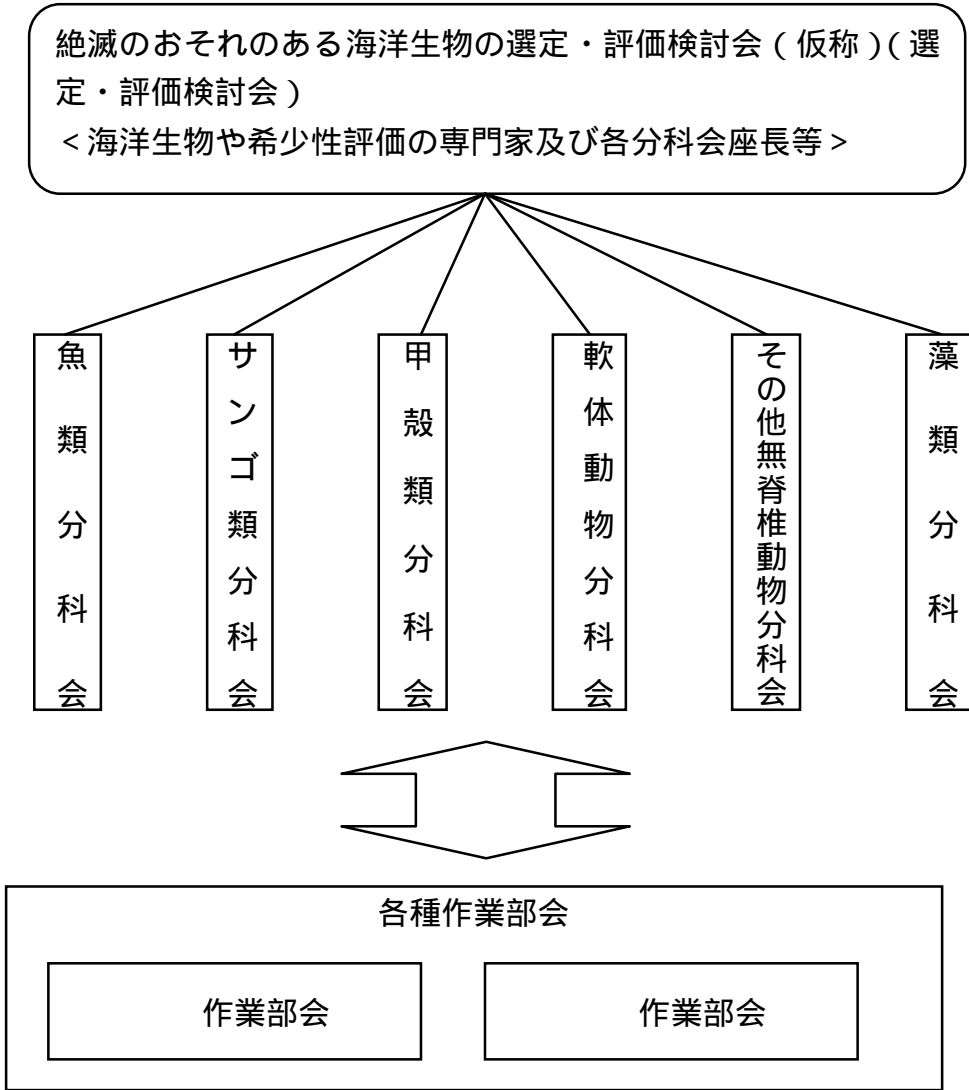
(2) 評価対象種の基本的条件

基本的事項の3.に基づいて、藻類、すなわち紅藻(紅色植物門)、緑藻(緑色植物

門)、褐藻(不等毛植物門)に含まれる種であって、我が国の周辺海域(領海及び排他的経済水域)に分布するものを評価の対象とする。なお、基本的事項の3.に基づいて、個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有するものとして、いわゆる「大型海藻類」に限って対象とする。

以上

海洋生物レッドリストの評価体制（案）



分科会の設置（案）

評価対象とする分類群（門あるいは綱レベル）の抽出を受けて、以下の 6 つの分科会を設置する案が考えられる。

分科会	評価対象分類群	参考 種数（注）
魚類分科会	脊索動物門のうち魚類	約 3,800 種
サンゴ類分科会	刺胞動物門のうち花虫綱イシサンゴ目（サンゴ類）	約 530 種
甲殻類分科会	節足動物門のうち十脚目（エビ目）等脚目（ワラジムシ目）などの甲殻類	節足動物門 約 6,400 種 （うち十脚目は約 2,500 種、等脚目は約 450 種）
軟体動物分科会	軟体動物門のうち貝類（二枚貝綱、腹足綱）と頭足類（イカ・タコ類）	軟体動物門 約 8,700 種 （うち二枚貝綱は約 1,200 種、腹足綱は約 7,000 種、頭足綱は約 200 種）
その他無脊椎動物分科会	環形動物（環形動物門のうちゴカイ綱など）、棘皮動物、半索動物（半索動物門のうちギボシムシ類など）、腕足動物（腕足動物門のうちシャミセンガイ類など）及び頭索動物（脊索動物門のうち頭索動物亜門（ナメクジウオ類））など	環形動物門 約 1,100 種 棘皮動物門 約 1,100 種 半索動物門 約 10 種 腕足動物門 約 70 種 頭索動物亜門 4 種
藻類分科会	紅藻（紅色植物門）、緑藻（緑色植物門）、褐藻（不等毛植物門）	紅色植物門 約 900 種 緑色植物門 約 250 種 不等毛植物門 約 1,200 種

注：環境省レッドリスト（陸域）で扱っている種、個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有しない種など対象から除外する可能性があるものを含む。種数は藤倉ら（2010）による参考。

選定・評価検討会と分科会との役割分担(案)

凡例

選定・評価検討会（以下「検討会」とする）での検討事項

分科会での検討事項

分科会で検討し、その結果を検討会にフィードバックする事項

区分	検討事項														
検討会	作業成果公表の目標年度 レッドリストとレッドデータブックの作成間隔についての基本方針 評価基準とカテゴリー 評価対象分類群 評価の基本的事項（注） 環境省の絶滅のおそれのある海洋生物の評価の枠組み 評価基準の適用の手引（注） 評価結果の最終的な了承														
分科会	<table border="0"> <tr> <td>具体的な評価対象種</td> <td>検討結果を検討会へフィードバック</td> </tr> <tr> <td>環境省の絶滅のおそれのある海洋生物の評価の枠組み</td> <td>検討結果を検討会へフィードバック</td> </tr> <tr> <td>評価基準の適用の手引</td> <td>検討結果を検討会へフィードバック</td> </tr> <tr> <td>評価票の様式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業開始時期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>具体的作業方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価案</td> <td></td> </tr> </table>	具体的な評価対象種	検討結果を検討会へフィードバック	環境省の絶滅のおそれのある海洋生物の評価の枠組み	検討結果を検討会へフィードバック	評価基準の適用の手引	検討結果を検討会へフィードバック	評価票の様式		作業開始時期		具体的作業方法		評価案	
具体的な評価対象種	検討結果を検討会へフィードバック														
環境省の絶滅のおそれのある海洋生物の評価の枠組み	検討結果を検討会へフィードバック														
評価基準の適用の手引	検討結果を検討会へフィードバック														
評価票の様式															
作業開始時期															
具体的作業方法															
評価案															

注：「評価の基本的事項」及び「評価基準の適用の手引」を変更する場合には、海洋生物の希少性評価検討会において検討し、確定する。